

令和6年度価値共創促進事業候補事業選定委員会設置要領

(設置)

第1 令和6年度価値共創促進事業において、市民から応募のあった事業について、厳正かつ公平に選定するため、令和6年度価値共創促進事業候補事業選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は市民から応募のあった事業について、審査及び評価を行い、これまでにない新しい価値を市民に提供できると考えられる事業の一次審査通過事業の選定を行う。

(組織)

第3 委員会は次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

市民協働推進部長

市民協働推進委員会委員

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は市民協働推進部長とし、副委員長は委員長が指名する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 委員長は、第1項に掲げる者のほか、必要に応じて委員を選任することができる。
- 6 市民協働推進委員会委員は、提案のあった事業の内容に応じて4名を選出することとする。

(招集)

第4 委員会は、委員長が招集する。

(選定方法)

第5 委員会は、市民から応募のあった事業について、審査及び評価を行い、一次審査通過事業の選定をする。

- 2 審査は、委員ごとに「可」または「不可」を判定するものとし、併せて次に掲げる項目ごとに10点を満点とする採点を行い、全委員の合計点を審査の点数とする。

ア 地域課題の明確性

イ 共創の必要性

ウ 公益性・社会的インパクト

エ 革新性

オ 実現可能性

カ 妥当性

- 3 前項の規定において「可」が過半数、かつ、審査の点数が6割を超えることを審査通過にあたっての最低基準とする。

4 同時期の審査において、要件を満たす事業が複数あり、全ての事業を選定すると予算額を超過する場合は、審査の点数が高い順に選定する。

5 予算額及び実施内容その他の付帯条件を付けて採択する場合は、その条件を明確にする。

(事務局)

第6 委員会の事務を処理するため、市民協働推進部協働共創推進課に事務局を置く。

(秘密の保持)

第7 委員は、審査を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8 この要領に定めるものを除き、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

1 この要領は、令和6年4月23日から施行する。

価値共創促進事業審査基準

審査項目	審査の視点	満点
明確性 地域課題の	地域課題をデータ等により具体的に認識・分析し、市民や地域のニーズを的確に捉えているか。	10
	行政単独では解決できない課題が明確に存在するか。	
共創の必要性	市にとって共創する意義があり、課題解決のために市が関わることがふさわしい事業か。	10
	団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。	
	行政では従来にはない解決策であると認められるか。	
インパクト 公益性・社会的	特定の人々の利益ではなく、不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益に寄与するか。	10
	事業を共創することにより、(一定程度)社会変革に寄与することが期待できるか。	
	ロジックモデルの内容が妥当(実現可能性、ロジックに矛盾がないか)であるか。	
革新性	新しい視点と創意による要素が盛り込まれた事業か。	10
	事業の発展性や将来性が期待できるか。	
	市にとって新たな取組であり、何らかのイノベーション創出につながるか。	
実現可能性	目標が明確で、達成が見込める(無理のない)計画となっているか。	10
	計画を実現できる体制(人材面・資金面)を有しているか。	
	提案書や提案説明で、事業のポイントや団体の熱意を的確に伝えられているか。	
妥当性	費用対効果の視点で、市の委託事業として妥当であるか。	10
	令和6年度中に緊急で実施すべき事由があると認められるか。	
合計		60

2 採点基準

満点	特に良い	良い	普通	やや劣る	劣る	評価対象外
10点	10・9点	8・7点	6・5点	4・3点	2・1点	0点